

3 今後の財政の見通し

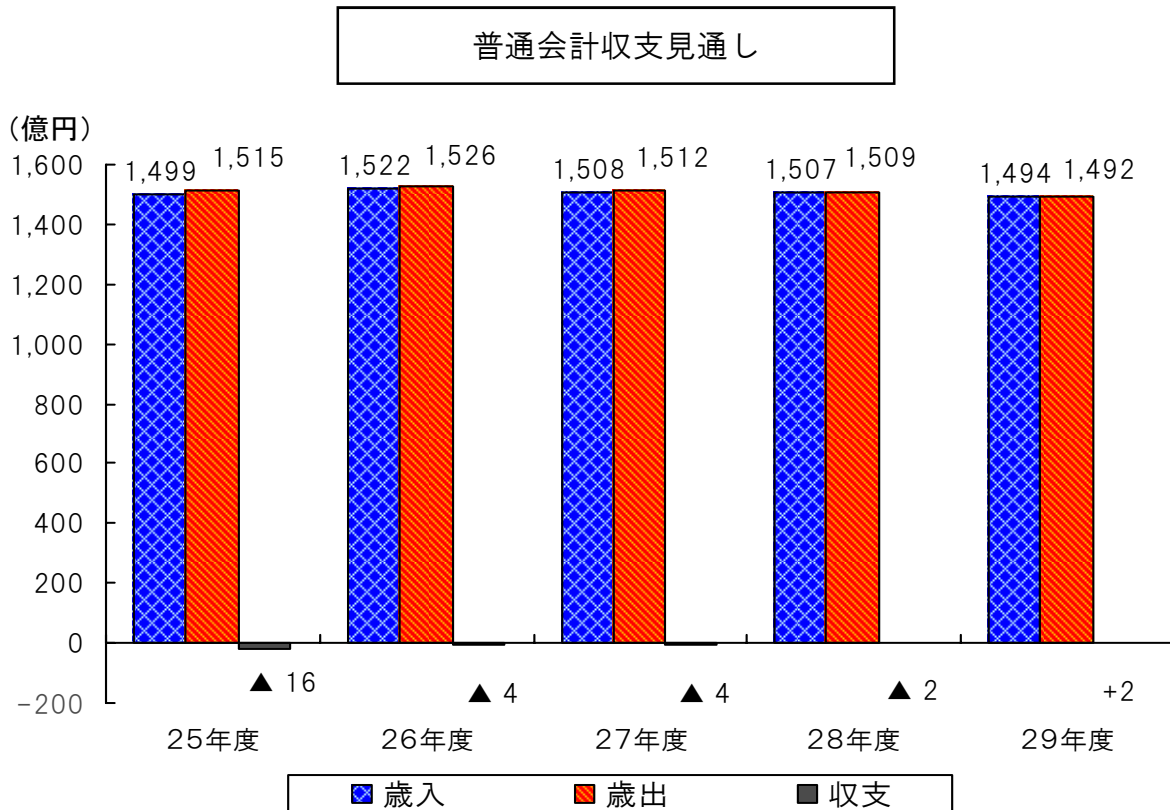
これまで本市では、少子高齢化や社会保障費の増大などの社会経済情勢の変化に対応し、真に必要な市民サービスの水準を確保しつつ、将来にわたって持続的に発展していくため、平成20年10月に「宮崎市中期財政計画(平成20年度～24年度)」を策定し、健全な財政の確立に努めてきました。

その後、平成22年3月に清武町と合併したことや社会経済情勢が大きく変動してきたことから、計画を見直し、平成22年10月に「宮崎市中期財政計画(平成22年度～26年度)」を策定し、市債残高の圧縮、財政5基金の確保、行政運営経費の削減という3つの財政目標を掲げ、徹底した行財政改革による健全な財政運営を図ってきました。

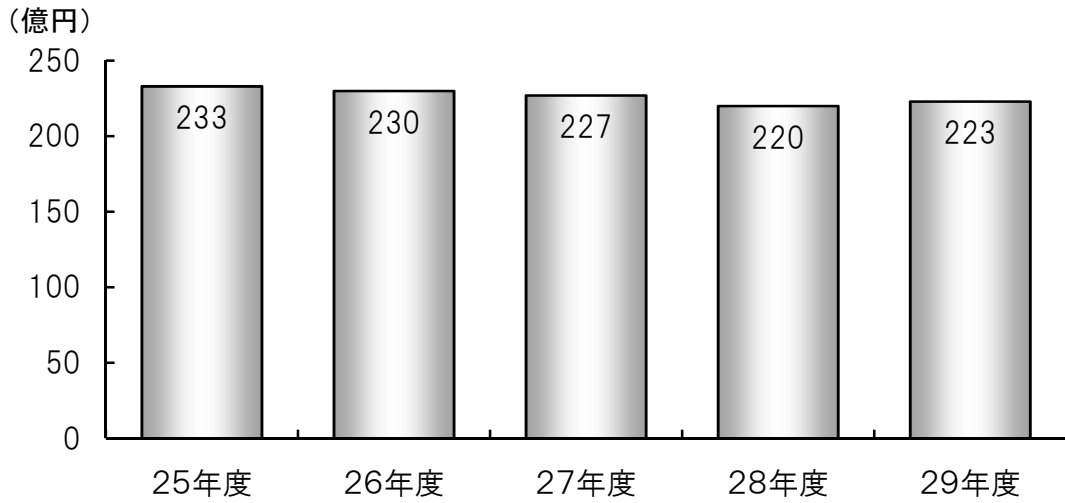
今後、少子高齢化の進展等により、社会保障分野での行政需要の増加が見込まれる一方で、歳入の根幹をなす市税は、労働人口の減少や景気低迷の影響により、伸びは見込めず、また、地方交付税についても、市町村合併による算定の特例期間の終了等に伴う減少が見込まれるなど、不透明な状況となっています。

これらの厳しい財政状況のなかで、後期基本計画を確実に推進していくためには、市税をはじめとする自主財源を確保しつつ、事業の選択と集中の観点から予算の適正配分を図るなど、引き続き徹底した行財政改革に取り組み、自立した持続可能な財政基盤を確立することが求められます。

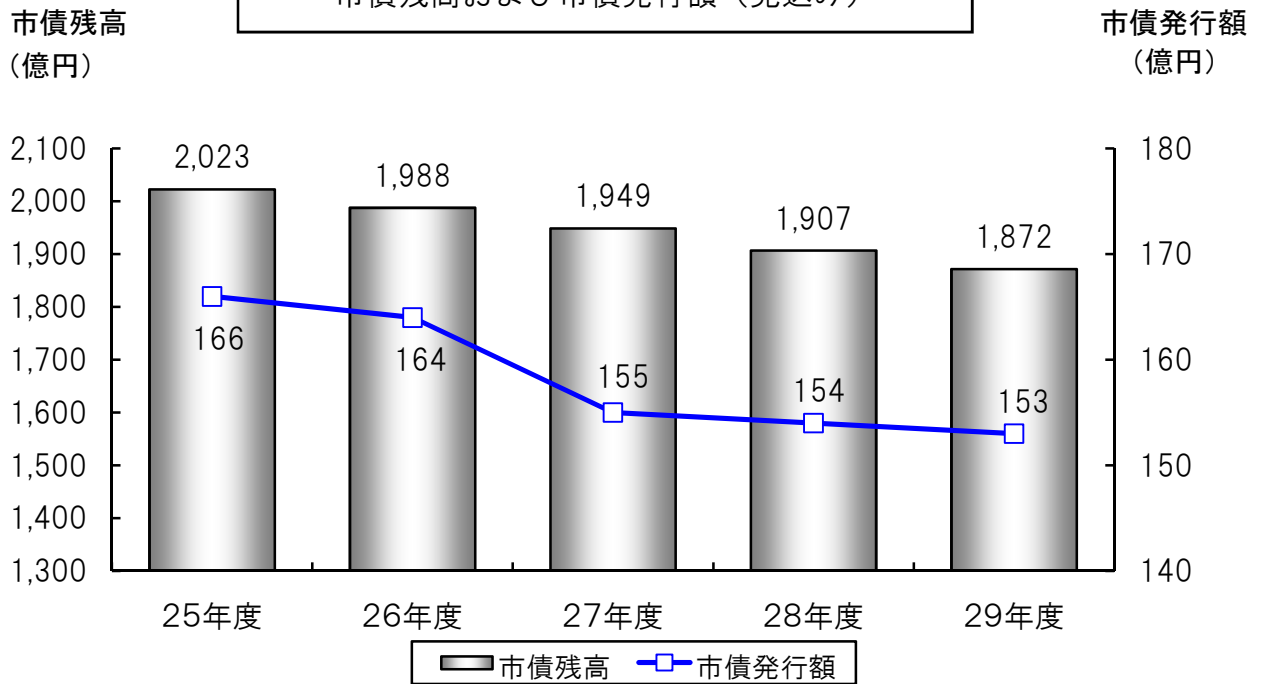
この計画期間中の財政収支見通し(普通会計)について、次のとおり示します。



財政5基金残高（見込み）



市債残高および市債発行額（見込み）



※ 市債残高に宮崎公立大学の債務承継分は含みません。

▲ 「宮崎市中期財政計画《平成22年度～平成26年度》(平成24年度ローリング)」を基に作成

【用語解説】

- **宮崎市中期財政計画** 将来にわたって真に必要な市民サービスを提供する上で、必要不可欠な健全財政を実現するため、財政健全化対策や財政目標をまとめた財政運営の基本的な指針。
- **市債** 市が発行する地方債のことで、いわゆる市の借金である。
- **財政5基金** 基金とは、特定の目的のため積立等により設置する財産であり、いわゆる市の貯金である。そのうち、財政5基金とは、財政調整基金、財源対策債等償還基金、公共施設整備等基金、地域振興基金及び土地開発基金をいう。
- **地方交付税** 地域経済の発展度合い等によって不均衡が生じている地方自治体の財源の調整を図るとともに、どの団体においても一定の行政サービスが提供できるよう財源を保障するため、国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）のうち一定割合を、合理的な基準によって地方に再配分しているもの。「国が地方に代わって徴収する地方税」という性格を有している。
- **普通会計** 個々の地方自治体ごとに各会計の範囲が異なる等の理由により、団体同士の財政比較等が困難なため、地方財政統計上、統一的に用いられる会計区分。本市の場合は、一般会計及び5つの特別会計（公営住宅建設資金、公園墓地、用地取得、母子寡婦福祉資金、公債管理）で構成される。